

訪問診療

ってなあに？



2026年（令和8年）1月

福山市

訪問診療とはどんなものですか？

医師がご自宅を訪問し、診療（診察、処方、処置など）を行う医療サービスです（看護師やその他の職種が医師と共に訪問する診療所もあります）。

「〇月〇日に訪問します」と計画した上でご自宅に伺い、診療の終わりには、「次は△月△日に訪問します」と新しく計画を立て、定期的な訪問が行われます。

“外来診療がご自宅にやって来る”というイメージが分かりやすいと思います。

往診とは違うものですか？

訪問診療と往診は、医師が自宅で診療する点では変わりがありませんが、少し内容が異なります。

訪問診療は、“外来診療がご自宅にやって来る”というイメージが近いです。体調が落ち着いていても定期的・計画的に医師の診察があり、安定した状態を保つ方法や生活全般について相談をすることができます。

一方で往診は、“救急外来がご自宅にやってくる”というイメージが近く、体調が急に悪くなった時の応急処置が中心です。

訪問診療を行う診療所では、日頃訪問診療を受ける患者さんが急な体調不良の時、往診も行なうことがあります。

訪問診療ではどのようなことができますか？

診察、薬の処方、検査、処置（カテーテルの交換、床ずれの処置など）をします。

※気管カニューレの交換は、万一の時もすぐにできるように、日ごろからお家の方がすることをおすすめします（お家の方による交換を禁止されていない場合）。

その他、予防接種を行う場合もあります。入院が必要となった場合、お家の方と相談の上、病院の医師に直接連絡をとることもあります。

※行なうことができる検査や処置の範囲は、診療所により異なります。詳細については、直接診療所にお問い合わせください。

訪問診療を申し込むにはどのようにしたら良いですか？

現在かかりつけの病院の医師や、医療ソーシャルワーカー、入院中の方は主治医の先生にお伝えください。

病院からの紹介状や情報提供を受けた後に、診療所が訪問の計画を立てます。

どのような場合に訪問診療を利用できますか？

病気や障がいがあり、病院に通うのが大変な場合等、主治医が必要だと判断した場合に訪問診療を利用できます。病気や障がいの種類は問いません。

例えば、寝たきり、病院で待つことがとても難しい、外出や受診の移動で体調が悪くなってしまう、医療的ケア（在宅酸素、経管栄養、カテーテル管理など）が必要（動ける子どもも含みます）、病気や障がいのために入退院を繰り返している、小児がんなどがあり大切な時間をご自宅で過ごしたい場合など。

訪問診療をしてくれる小児科医がみつからない場合にはどうしたらよいでしょうか？

訪問診療を行っている小児科医は全国的にもまだ多くありません。

そのため、福山市では医師会と協力し「医療的ケア児かかりつけ医登録制度」を実施しています。

小児科医ではない医師でも、ちょっとした体調不良や風邪への対応、予防接種などができる場合があります。病院の医療ソーシャルワーカー等にご相談ください。

訪問診療の場合、どのくらいの頻度で診療してもらえますか？

患者さんの体調などにより様々です。落ち着いている場合、月に1～2回程度（1回のケースもあります）の訪問診療を行います。

診察の結果、毎日の診察が必要と判断した場合は、毎日訪問診療を行うこともあります。状況が落ち着いてくると、訪問診療の頻度は少なくなってきます。

訪問診療の費用はどのくらいですか？

医療保険の範囲で診療が行われます。訪問診療の費用は、医療費の分類としては、“外来扱い”です。

- ① 「子ども医療費助成制度」が外来（訪問診療）で適用される0歳児から中学生3年生までは、1つの医療機関につき、1日500円、月4日（最大2,000円）までの支払いとなります。それ以降は、同じ医療機関では、その月において無料です。
※「子ども医療費助成制度」の範囲は、お住いの市町村によって異なります。
- ② 福山市「重度障がい者医療受給者証」をお持ちの方は、1つの医療機関につき、1日200円、月4日（最大800円）までの支払いとなります。それ以降は、同じ医療機関では、その月において無料です。

<参考> 福山市「子ども医療費助成制度」、「重度障がい者医療費助成制度」の外来の一部負担金（訪問診療・訪問看護）

区分	一部負担金		その他
	子ども医療費	重度障がい者医療費	
保険診療医療機関	医療機関ごとに 1日500円（月4日まで）	医療機関ごとに 1日200円（月4日まで）	子ども医療費は、保険診療にかかる医療費の自己負担（2割または3割）が500円（重度医療は200円）に満たないときは、その額が支払額です。
同じ医療機関における複数診療科の受診の場合	医科診療で1日500円 (月4日まで) 歯科診療で1日500円 (月4日まで)	医科診療で1日200円 (月4日まで) 歯科診療で1日200円 (月4日まで)	
訪問看護	訪問看護事業者ごとに 1日500円（月4日まで）	訪問看護事業者ごとに 1日200円（月4日まで）	

※「子ども医療費助成制度」に関することは、福山市ネウボラ推進課（TEL：084-928-1070）へ、「重度障がい者医療費助成制度」に関することは、福山市障がい福祉課（TEL：084-928-1063）へお問い合わせください。

- ③ 「小児慢性特定疾病医療受給者証」、「自立支援医療受給者証（育成医療）」等をお持ちの方は、受給者証等に記載されている自己負担上限額までとなります。
- ④ ①②③のような医療費助成がない場合
1か月に2回の訪問診療で院外処方箋を交付する場合、およそ7,000円（1割負担）、20,000円（3割負担）となります。
その他に、血液などの検査、心電図などを実施した場合は別途費用がかかります。また、在宅酸素などの医療機器を使用する場合や、がんの治療を行う場合なども、医療保険内ですが別途費用がかかります。詳しくは各診療所や病院の医療ソーシャルワーカー等へご相談ください。

お薬は持ってきてもらえますか？

多くの診療所が院外処方を行っています。

ご希望の方は、訪問薬剤指導を行う薬局をご紹介します。

訪問薬剤指導の費用は医療費助成の種類によって異なります。また、交通費などの別途実費が必要となる場合があります。

訪問診療を利用する場合は病院への通院をやめなければいけませんか？

訪問診療を受けながら、今までかかっていた病院に通院することは、病状やご希望に応じ相談できます。

訪問診療が必要かどうか、またどのような形で通院と訪問診療を行うかは、医師等の判断になりますのでご相談ください。

問い合わせ先 (各病院において、問い合わせ先をご記入ください)

医療機関名：

担当：

電話：

福山市医療的ケア児の在宅医療体制の整備に関するワーキンググループ作成